

○文部科学省令第二十三号

著作権法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十二号）の一部及び著作権法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第四百五号）の施行に伴い、並びに著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第二項及び第三項第四号の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

文部科学大臣 永岡 桂子

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章～第二章 「略」

第二章の二 図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提供等を防止等するための措置等（第二条の二―第二条の四）

第二章の三 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項（第二条の五）

第二章の四 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置（第二条の六）

第三章 視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の七・第二条の八）

第三章の二 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の九）

第四章～第十三章 「略」

（放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）

第一条 著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法百十三条第二項に規定する送信元識別符号等）をいう。第二条の六第一号において同じ。）の提供を行わない措置とする。

第二章の二 図書館資料を用いて行う公衆送信に係る著作物等の提供等を防止等するための措置等

（その他の登録情報）

第二条の二 法第三十一条第二項（法第八十六条第三項及び第一百零一条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の文部科学省令で定める情報は、住所とする。

（図書館資料に係る著作物等の電磁的記録の提供等を防止等するための措置）

改正前

目次

第一章～第二章 「同上」

第二章の二 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項（第二条の二）

第二章の三 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等（第二条の三・第二条の四）

第三章 視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等（第二条の五・第二条の六）

第三章の二 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準（第二条の七）

第四章～第十三章 「同上」

（放送番組等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）

第一条 著作権法（以下「法」という。）第二条第一項第九号の七ハの文部科学省令で定める措置は、同号に規定する自動公衆送信が行われた放送番組又は有線放送番組を視聴する者が当該放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等（法百十三条第二項に規定する送信元識別符号等）をいう。第二条の三第一号において同じ。）の提供を行わない措置とする。

「章を加える。」

第二条の三 法第三十一条第二項第二号の文部科学省令で定める措置は、同号に規定する公衆送信を受信して作成される著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の複製物に当該公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示する措置とする。

（公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報の目的外利用を防止等するための措置）

第二条の四 法第三十一条第三項第四号（法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める措置は、法第三十一条第二項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録（同項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び第四条の四において同じ。）の取扱いに関して次に掲げる事項を定める措置とする。

- 一 法第三十一条第二項の規定による公衆送信のための電磁的記録の作成に係る事項
- 二 前号の電磁的記録の送信に係る事項
- 三 第一号の電磁的記録の破棄に係る事項

第二章の三 「略」

第二条の五 令第一条の六第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十一条第七項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項

二 法第三十一条第七項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項

三 「略」

第二章の四 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置

第二条の六 法第三十一条第八項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の文部科

第二条の二 令第一条の四第三号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十一条第三項前段（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等（法第二条第一項第二十号に規定する著作物等をいう。以下同じ。）の利用を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項

二 法第三十一条第三項前段に規定する自動公衆送信により送信される絶版等資料に係る著作物等の種類及び当該自動公衆送信の方法に関する事項

三 「同上」

第二章の二 「同上」

第二章の三 特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置等

（特定絶版等資料に係る著作物等のデジタル方式の複製を防止等するための措置）

学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。

一 法第三十一条第八項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（法第三十一条第十項に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。）に係る著作物等のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。

二 法第三十一条第八項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第九項第一号の複製に際しその旨を示すこと。

「条を削る。」

第二条の七（第二条の九）〔略〕

（送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置）

第四条の四 令第七条の四第一項第一号ロの文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあつては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。

一 robots.txtの名称の付された電磁的記録で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。

二 イ・ロ 〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条の三 法第三十一条第四項（法第八十六条第三項及び第二百一条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の文部科学省令で定める措置は、次のいずれかの措置とする。

一 法第三十一条第四項に規定する自動公衆送信を受信する者が当該自動公衆送信により送信される特定絶版等資料（法第三十一条第六項に規定する特定絶版等資料をいう。次号において同じ。）に係る著作物等のデジタル方式の複製をするための送信元識別符号等の提供を行わないこと。

二 法第三十一条第四項に規定する自動公衆送信を受信して作成される特定絶版等資料に係る著作物等の複製物に当該自動公衆送信を受信する者を識別するための情報を表示し、かつ、同条第五項第一号の複製に際しその旨を示すこと。

（その他の登録情報）

第二条の四 法第三十一条第四項第一号の文部科学省令で定める情報は、住所とする。

第二条の五（第二条の七）〔同上〕

（送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置）

第四条の四 令第七条の四第一項第一号ロの文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあつては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。

一 robots.txtの名称の付された電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。）で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。

二 〔同上〕
イ・ロ 〔同上〕

附 則

この省令は、著作権法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。